

鉄鋼業関係最低賃金(A・旧Bランク)改定状況の推移

年度・額 都道府県名	ランク	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		時間額	時間額	時間額	時間額	時間額
東京都	A	871 円 (0.0 %)	871 円 (0.0 %)			
神奈川県	A	874 円 (0.0 %)	874 円 (0.0 %)			
大阪府	A	946 円 (2.2 %)	966 円 (2.1 %)	968 円 (0.2 %)	996 円 (2.9 %)	996 円 (0.0 %)
愛知県	A (H17~)	957 円 (1.7 %)	975 円 (1.9 %)	976 円 (0.1 %)	996 円 (2.0 %)	1,018 円 (2.2 %)
千葉県	A (H17~)	965 円 (2.9 %)	993 円 (2.9 %)	995 円 (0.2 %)	1,023 円 (2.8 %)	1,054 円 (3.0 %)
兵庫県	B	943 円 (2.3 %)	963 円 (2.1 %)	964 円 (0.1 %)	992 円 (2.9 %)	1,024 円 (3.2 %)
広島県	B (H12~)	946 円 (2.6 %)	969 円 (2.4 %)	970 円 (0.1 %)	995 円 (2.6 %)	1,024 円 (2.9 %)
茨城県	B (H23~)	916 円 (2.7 %)	943 円 (2.9 %)	945 円 (0.2 %)	975 円 (3.2 %)	1,004 円 (3.0 %)
平均額		927 円 (1.8 %)	944 円 (1.8 %)	945 円 (0.1 %)	965 円 (2.1 %)	983 円 (1.9 %)

(注) ()内は、引き上げ率(%)である。

旧Bランク

令和5年より、ABCDの4区分からABCの3区分に変更している。

上記の表は従来のABCDの4区分のBランクを載せている。